年　　月　　日

検　 察　 官　　　　　　　　　　　　殿

司法警察職員　　　　　　　　　　　　殿

弁護人

電　話：　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ：

**可　視　化　申　入　書**

被疑者　　　　　　　　　　　　、被疑罪名　　　　 　　　　　　　に関し、以下の点を申し入れます。必ず、御対応ください。

記

私は、平成○年○月○日、頭書被疑事実について逮捕された被疑者△の弁護人として、貴職らに対し、△に対して今後実施される取調べの「全過程」を遺漏なく録音・録画するよう申し入れます。

貴職らもご承知のとおり、平成２８（２０１６）年５月２４日、裁判員裁判対象事件及び検察官独自捜査事件の２類型（これを「対象事件」といいます。）について、警察官及び検察官の被疑者取調べ「全過程」の録音・録画義務を定める刑事訴訟法改正法が成立し、同年６月３日公布されました。同改正法についての衆参両法務委員会の附帯決議では「検察官及び検察事務官並びに司法警察職員は、取調べ等の録音・録画に係る記録媒体が供述が任意になされたものかどうか判断するための最も重要な証拠となり得ること及び取調べ等の録音・録画が取調べの適正な実施に資することに鑑み、刑事訴訟法第３０１条の２第４項の規定により被疑者の供述及びその状況を記録しておかなければならない場合以外の場合・・・・であっても、取調べ等の録音・録画を・・・・できる限り行うように努めること」と明記されています。すなわち、各附帯決議は、対象事件以外であっても取調べの録音・録画を行うことを要請しており、この理は、改正法の施行を待つまでもなく、現在においても当然当てはまるものです。

本件において、被疑者の供述が検察官の立証上重要であること、証拠関係や供述状況等に照らし被疑者の取調べ状況をめぐって争いが生じる可能性もあることなどに鑑みれば、いかなる意味においても、本件が取調べ全過程を録音・録画すべき事件であることは疑いなく（最高検判第６４号・平成２６年６月１６日付依命通知参照）、被疑者自身、取調べの録音・録画を求めているところからも、これを行わないでよいなどという事情は何もありません。

以上のとおり、本件において、被疑者取調べ「全過程」の遺漏なき録音・録画を求めます。仮に取調べ「全過程」の遺漏なき録音・録画が実施されないまま、供述書、供述録取書等が作成された場合、将来において、当該供述書ないし供述録取書等の証拠としての適格性が否定されうることを予め告知しておきます。

いうまでもありませんが、取調べ「全過程」の録音・録画は、検察官の取調べだけではなく、警察官の取調べにおいても当然行われなければなりません。したがって、検察官におかれて、自らの取調べの「全過程」を録音・録画されることはもとより、併せて、司法警察職員に対し、警察における取調べについても「全過程」を録音・録画するよう指揮されることを求めます。司法警察職員におかれては、検察官からの指揮を待つまでもなく、その取調べの「全過程」を録音・録画して下さい。

以上のとおり、申し入れる次第です。

以　上